



## 目次

- EITF 17-A「サービス契約と見做されるクラウド・コンピューティングに係る取り決めにおいて発生した導入、セットアップおよびその他の初期コスト(導入コスト)の顧客による会計処理」
- EITF 18-A「ASCTピック805の下での収益契約における引受負債の認識」
- EITF 18-B「エピソード型テレビシリーズ番組に関する会計処理の改善」

## 問題発生専門委員会6月会合の要旨

エレーナ・チレンティ、スティーブン・マッキニーおよびボブ・ウール (デロイト&トウシュ LLP)

今回の EITF スナップショットは、2018 年 6 月 7 日に開催された問題発生専門委員会 (EITF、以下「専門委員会」) の会合を要約したものである。専門委員会の当初の合意(「公開のための合意」consensus-for-exposure)は米国財務会計基準審議会 (FASB) の承認後、一般コメント募集のために公開される。専門委員会は、コメント期間終了後、寄せられたコメントを検討し、最終合意に達するために、予定されている会合で問題点を再審議する。これらの最終合意はその後、最終承認を得るため FASB に提出され、最終的に会計基準アップデート (ASU) として発行される。

各会合後に、FASB の承認プロセスの結果を含む専門委員会の公式議事録は [Deloitte Accounting Research Tool \(DART\)](#) および [FASB のウェブサイト](#) に掲載される(専門委員会の公式議事録には、本書と異なる詳細が記載されている可能性があることに注意する必要がある)。EITF の課題の要約(会合前に公表され、議論の枠組みとして用いられる)もこれらのサイトで参照できる。

- EIFT 15-F「キャッシュフロー計算書：特定の現金収入および現金支出の分類」
- 事務的事項

## EIFT 17-A「サービス契約と見做されるクラウド・コンピューティングに係る取り決めにおいて発生した導入、セットアップおよびその他の初期コスト(導入コスト)の顧客による会計処理」

状態:最終合意

**影響:** サービス契約と見做されるクラウド・コンピューティングに係る取り決めにおいて発生した導入コストを顧客として負担する事業体

**背景:** FASBは2015年4月に、ASU第2015-05号<sup>1</sup>を発行し、会計基準コーディフィケーション(ASC)350-40<sup>2</sup>に基づいて、顧客がクラウド・コンピューティングに係る取り決めを内部利用ソフトウェア・ライセンスとして会計処理すべき状況を明確化した。当該ASUには、クラウド・コンピューティングに係る取り決めがソフトウェア・ライセンスを包含しているか否かについて、あるいは、当該取り決めがサービス契約と見做され、ASC350-40の適用対象外となるか否かについてのガイダンスが示されている。ASC350-40には、内部利用ソフトウェア・ライセンスに係る導入コストの会計処理のみが規定されている。ASU第2015-05号の背景情報や結論の根拠で述べられているように、FASBはその時点では、サービス契約と見做されるクラウド・コンピューティングに係る取り決めに関連する導入コストの会計処理については取り上げないことを決定していた。

クラウド・コンピューティングに係る取り決めがより一般化するに伴って、サービス契約と見做されるクラウド・コンピューティングに係る取り決めに関連する導入コストの会計処理についての米国会計基準(GAAP)のガイダンスが不明確であるという懸念の声から上がってきている。ステークホルダーは、事業体が当該導入コストの会計処理に関する指針としてさまざまなFASB会計基準コーディフィケーション・トピックを参照していることから、現在では会計処理のやり方に統一性がなくなっていると指摘している。

この課題が専門委員会の議題に追加されたことから、専門委員会は、サービス契約と見做されるクラウド・コンピューティングに係る取り決めにおいて発生した顧客の導入コストの会計処理について協議した。FASBスタッフによる複数のアプローチに関する追加調査やアウトリーチ活動の結果に基づいて、専門委員会は2018年1月の会合で、「顧客はASC350-40を適用して、サービス契約と見做されるクラウド・コンピューティングに係る取り決めにおいてどの導入コストを資産計上すべきかを決定すべきである」という公開のための合意に達した。

In 2018年1月会合における専門委員会の公開のための合意に基づいて、FASBは2018年3月にASU案<sup>3</sup>を発行した。ASU案の詳細についてはデロイトの2018年3月2日付 *Heads Up* ニュースレターを参照のこと。

**要約:** 2018年6月7日の会合で、専門委員会は、ASU案について受領したコメントレターについて討議し、公開のための合意に多くの課題があることを再確認し、必要に応じて軽微な修正を加えた。具体的には、専門委員会は以下の点を再確認した。

- 事業体は、サービス契約であるホスティングに係る取り決めに関連する導入コストを資産計上する場合には、ASC350-40の内部使用ソフトウェアに関するガイダンスを適用する。
- 事業体は、ホスティングに係る取り決めに関連する資産計上された導入コストをホスティングに係る取り決め期間にわたり費用計上する。ホスティングに係る取り決め期間とは、解約不能な契約期間と、契約更新が合理的にみて確実と思われる契約更新期間を合算した期間である。当該費用は損益計算書上では、ホスティングに係る取り決めに関連する料金が計上されているのと同じ勘定科目に計上されるものとする。
- ASCのマスター用語集における「ホスティングに係る取り決め」の定義に次の修正を加えるものとする。つまり、(1)ライセンスに関する言及を削除する、(2)ソフトウェアはベンダーまたは第三者のハードウェア上に存在していなければいけないという要件を撤廃する、(3)「所有しない(does not take possession)」という表現を「現時点では所有していない(does not currently have possession)」に置き換えることである。
- ガイダンスでは相対化が禁止されない。
- 「導入コスト」という用語を定義する必要がない。
- 移行措置に関する開示要件は、選択された移行方法によって異なる。

また、専門委員会は、最終ガイダンスについて以下のことを暫定的に決定した。

- 最終ガイダンスで、顧客が資産計上された導入コストを計上する貸借対照表上の勘定科目は、ホスティングに係る取り決めに関連する前払い料金を計上する(または計上するであろう)勘定科目と同一であるべきだということを明確化する。

<sup>1</sup> FASB会計基準アップデート第2015-05号「クラウド・コンピューティングに係る取り決めにおいて顧客が支払う料金の会計処理」。

<sup>2</sup> FASB会計基準コーディフィケーション(ASC)の標題については、デロイトの「FASB会計基準コーディフィケーションのトピックとサブトピックの標題(Titles of Topics and Subtopics in the FASB Accounting Standards Codification)」を参照。

<sup>3</sup> FASB会計基準アップデート案「サービス契約であるクラウド・コンピューティングに係る取り決めにおいて発生した導入コストに関する顧客の会計処理；内部使用のソフトウェアおよびクラウド・コンピューティングに係る取決めに関して発生した導入コストの開示～FASB問題専門委員会の合意事項」



- 最終ガイダンスで、顧客が資産計上された導入コストに関連するキャッシュフローを分類する際には、ホスティングに係る取り決めに関連する料金のキャッシュフローを分類する方法と同一とすべきであることを明確化する。
- 最終ガイダンスで、ASC 350-40 における減損モデルを資産計上された導入コストに適用することを事業体に義務付ける。顧客が本ガイダンスを適用する際には、ホスティングに係る取り決めのモジュールつまり構成要素に関連する資産を廃棄損の計上単位と見做すものとするを専門委員会は明確に示している。
- 最終ガイダンスで、当該修正の採択日後に発生したすべての対象コストに対して移行措置の要件を適用するよう義務付ける。

**発効日および移行措置:** 専門委員会は、この問題に起因する修正の発効日を以下の通り設定することで最終合意に達している。

- **公開企業体** ~2019年12月15日より後に開始する事業年度、および、当該事業年度内における暫定期間
- **その他のすべての事業体** ~2020年12月15日より後に開始する事業年度、および、当該事業年度内における暫定期間

事業体は、当該事業体の財務諸表が未発行か、あるいは財務諸表の発行準備ができていない事業年度内または暫定期間内であればいつでも当該ガイダンスを早期に採用することができる。

「最終ガイダンスを採用する場合に、事業体には過去に遡及した移行 (retrospective transition) 方法または将来に向けた移行 (prospective transition) 方法のいずれか一方を適用する選択肢がある」という公開のための合意を専門委員会は再確認した。

**次のステップ:** FASBの承認は、2018年6月27日の会合でなされる予定であり、同会合後に最終的なASUが公表されることになっている。

## EIFT 18-A「ASCトピック805の下での収益契約における引受負債の認識」

**状態:** 公開のための合意

**影響:** 取得企業がASC 606を採用した後に企業結合 (business combination) で取得した収益認識契約において負債を引き受ける事業体

**背景:** ASC 805では企業結合において引き受けた負債を認識することが義務付けられている。企業結合において引き受けた負債が収益契約であり、かつ事業体がASC 606を採用している場合に、当該事業体がASC 805をどのように適用すべきなのかについては見解が分かれている。その結果、FASBは2018年3月28日の会合で、「ASC 606の採用後に企業結合において取得した収益契約を事業体がどう認識するかについて検討するプロジェクト」を専門委員会の議題に追加した。FASBは、企業結合における取得企業は、収益契約で引き受けた負債を、企業結合で認識された識別可能な負債として認識すべきか否かについて、ステークホルダーからのフィードバックを求めた。ステークホルダーの中には、「その判断は、当該負債が取得企業の法的債務に該当するかどうかに基づいて行われるべきである」と考える者がいる一方で、「当該負債がASC 606に記載されている履行義務に該当するかどうかに基づいて判断されるべきである」という見方をする者もいた。

**要約:** 今回の会合で、専門委員会は「取得企業が、ASC 606を採用した後に、ASC 805の認識ガイダンスを企業結合において取得された収益契約にどのように適用すべきか」について協議した。専門委員会は、「事業体は、企業結合において取得された収益契約に起因する引受負債を、当該負債がASC 606の下での履行義務に該当するかどうかに基づいて認識すべきである」と暫定的に決定した。

また、専門委員会は、ASC 805の公正価値の測定に関するガイダンスとの整合性が確保されないことから、「取得企業が企業結合において取得された収益契約における引受負債を測定する際に繰り越し原則を使用するのは不適切である」と暫定的に決定した。さらに、専門委員会は、「取得企業が引受負債の公正価値を測定する際に使用される直接コストには、被取得企業のその他資産および負債も考慮に入れられるものとする」と暫定的に決定した。

**発効日および移行措置:** 専門委員会は、「事業体が、最終ガイダンスを採用する際には、将来に向けた移行方法を適用するものとする」と決定した。発効日については、今後の会合で協議される予定である。

**次のステップ:** 専門委員会会合での決定を踏まえて、FASBスタッフはASU案を起草し、パブリックコメント募集 (意見公募) のために発行する予定である。

## EIFT 18-B「エピソード型テレビシリーズ番組に関する会計処理の改善」

**状態:** 初期審議

**影響:** エピソード型テレビシリーズ番組に関連するコストを会計処理する事業体

**背景:** ASC 926-20では、メディア・エンターテインメント業界における映画製作費 (Film Cost) の会計処理に関するガイダンスが示されている。ASC 926-20におけるエピソード型テレビシリーズ番組に関連する費用の資産化モデルは、映画製作費の資産化モデルとは異なっている。事業体は映画製作費の全額を資産計上する一方で、エピソード型コンテンツに関連するコストの資産計上は、契約上の収益に基づいて制約されている。メディアが制作され、インターネット上で配信される形態が変化していることから、FASBは、「ASC 926-20におけるエピソード型テレビシリーズ番組の資産計上ガイダンスが現在でも適切なのかどうかを再検討するプロジェクト」を専門委員会の議題に追加した。FASBスタッフは専門委員会の諮問機関として業界ワーキンググループを設置した。このプロジェクトで、専門委員会は、エピソード型テレビシリーズ番組の資産化モデルが、映画製作費に適用される資産化モデルと同一であるべきかどうかについて検討している。

**要約:** 2018年6月7日の会合で、専門委員会はエピソード型テレビシリーズ番組に関連するコストの資産計上に関して以下のことを暫定的に決定した。

- エピソード型コンテンツに関連するコストの資産計上ガイダンスを、コンテンツの区別を取り除いて、映画製作費の資産計上ガイダンスと一致させる。
- 視聴率に関するより規範的なガイダンスを提供する目的や、償却カーブの使用を義務付ける目的のために、ASC 926-20 の償却ガイダンスを修正する必要はない。

また、専門委員会は、エピソード型テレビシリーズ番組に関連するコストの資産計上に関するその他の課題についても協議したが、結論には至らなかった。その結果、専門委員会はFASBスタッフに対して、以下を含むこれらの課題に関して業界ワーキンググループからのフィードバックを得るよう要請した。

- 各種減損測定モデルのさまざまな事例
- 専門委員会が減損指標を設定し、事業体がそれを評価する場合、当該減損指標は(1)個別のフィルムの計上単位レベル、あるいは、(2)グループレベルのいずれであるべきなのか？
- 事業体は個別のフィルムレベルで、資産計上されたエピソード型テレビシリーズ番組関連コストを償却すべきなのか？

**発効日および移行措置:** 発効日および移行措置については、今後の専門委員会会合で協議される予定である。

**次のステップ:** 次回の会合で、専門委員会は、エピソード型テレビシリーズ番組関連コストの会計処理に関するFASBスタッフの追加調査結果に基づいてこの課題を再度検討する予定である。

## EIFT 15-F「キャッシュフロー計算書:特定の現金収入および現金支出の分類」

2016年8月に、FASBはASU第2016-15号<sup>4</sup>を発行した。ASU第2016-15号には、FASBのキャッシュフロー計算書に関するガイダンスに関連した8つの具体的な問題点に対する修正が含まれている。それ以降に、FASBは証券化取引における受益権に関する修正に対して懸念を提起するコメントレターを受領している。修正では、「事業体は、証券化された売掛債権の譲渡人の受益権に基づく支払いからの現金収入を投資活動によるキャッシュフローに分類すべきである」ということが明記されている。具体的に言うと、このコメントレターによるフィードバックでは、当該現金収入を投資活動によるキャッシュフローに分類することによって、営業活動によるキャッシュフローに分類する場合と比べて、キャッシュフロー計算書の関連性が低下する可能性があるという警告されている。

今回の会合で、FASBはコメントレターで提起された懸念について専門委員会のフィードバックを求めた。今回の会合における専門委員会の意見は分かれたが、本コメントレターで提示された情報は、当該ガイダンスの策定時に専門委員会ですべて検討済であるというのが専門委員会の所見であった。FASBは今後の会合で専門委員会のフィードバックを検討する予定である。

## 事務的事項

専門委員会の次回意思決定会合は暫定的に2018年9月27日に開催予定となっている。

<sup>4</sup> FASB会計基準アップデート第2016-15号「特定の現金収入および現金支出の分類～FASB問題発生専門委員会の合意事項」。

## 登録

EITF Snapshotおよびその他の会計に関するデロイトの出版物を希望される方は、次のURLで[登録手続き](http://www.deloitte.com/us/subscriptions)を行ってください：  
[www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions)

## 財務責任者のためのDbriefs

Dbriefsへぜひご参加ください。Dbriefsはデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実務戦略を提供するものです。以下のトピックに関して「財務責任者」シリーズに提示されるウェブキャストの貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- コントローラーの視点
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務目的の財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 税務会計および引き当て
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefsでは、CPEクレジット取得のための便利で柔軟な方法も提供されています～あなたは自分の席に座っていればいいのです。Dbriefsに登録して、今後のウェブキャストの通知をお受け取りください。以下のURLでDbriefsの[登録手続き](http://www.deloitte.com/us/dbriefs)を行ってください：[www.deloitte.com/us/dbriefs](http://www.deloitte.com/us/dbriefs)。

## DARTとUS GAAP Plus

多くの情報を指先一つで完全に把握しましょう。Deloitte Accounting Research Tool (DART) は、会計や財務開示に関する資料の総合的なオンライン・ライブラリーです。DARTには、弊社の会計マニュアルならびにその他の解釈指針や刊行物のみならず、米国財務会計基準審議会 (FASB)、問題発生専門委員会 (EITF)、米国公認会計士協会 (AICPA)、公開会社会計監視委員会 (PCAOB)、国際会計基準審議会 (IASB)、米国証券取引委員会 (SEC) などの資料が含まれています。

DARTは営業日ごとに更新されており、DARTの使いやすいデザインやナビゲーションシステムと、その強力な検索機能やパーソナライズ機能によって、利用者は、どんなデバイスやブラウザからでも、いつでも瞬時に情報を見つけ出すことができます。DARTのコンテンツの大半は無料で利用可能ですが、登録者は、デロイトのFASB会計基準コーディフィケーションマニュアル (FASB Accounting Standards Codification Manual) などのプレミアムコンテンツにもアクセスできるとともに、DARTへの最新の追加情報をハイライトした週報「DART Weekly Roundup」を受け取ることができます。DARTに関する詳しい情報や、DARTのプレミアムコンテンツの30日間無料トライアルのお申し込みについては、URL [dart.deloitte.com](http://dart.deloitte.com) をご覧ください。

また、会計に関するニュース、情報、米国会計基準 (US-GAAP) に重点を置いた出版物を提供する無料のウェブサイト「[US GAAP Plus](http://USGAAPPlus.com)」もご覧下さい。US GAAP Plusには、FASBの活動に関する記事に加えて、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、国際財務報告基準 (IFRS) 解釈委員会などの他の米国内および国際的な基準設定機関と監督当局の動向も掲載されています。ぜひ、ご利用ください。

本書の目的は、問題発生専門委員会の直近の会合で協議された事項の概略を示すことです。この要旨はデロイトのナショナル・オフィスによって作成されました。討議内容や結論に関するこの要旨は正確であると考えられますが、この要旨が完全または誤りがないことを表明するものではありません。公式議事録はFASBスタッフによって作成され、各会合の終了後、3週間前後で公表されます。公式議事録には追加の情報やコメントが記載されている場合があります。したがって、この会合の要旨は公式議事録に代わるものではありません。さらに、暫定的な結論も今後の会合で変更または修正される可能性があります。

デロイトは、本書によって会計、ビジネス、財務、投資、法務、税務、またはその他に関する専門家の助言やサービスを提供するものではありません。本書は専門家の助言やサービスの代替となるものではなく、また貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定もしくは行為の基礎とすることはできません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定もしくは行為を行う前に、必ず資格のある専門家の助言を受ける必要があります。

デロイトは、本資料に依拠して利用者が被る損失について一切の責任を負わないものとします。

本書で言う「デロイト」とはデロイトLLPの子会社であるデロイト&トゥシュ (Deloitte & Touche) LLPを指します。デロイトの法的な構成についての詳細は[www.deloitte.com/us](http://www.deloitte.com/us)をご覧ください。特定のサービスについては、公会計の規則に基づいて、顧客の保証を行う目的でご利用いただけない場合があります。

Copyright © 2018 Deloitte Development LLC. 無断複写・複製・転載を禁止します。